

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（条例）

条例又は規則名及び条項	処分の概要	担当課名
盛岡市介護保険条例（平成12年条例第26号） 第10条第1項、第11条第1項、附則第7条 第1項	介護保険料の徴収猶予及び減免	介護保険課

- 1 審査基準は、盛岡市介護保険条例（平成12年条例第26号）第10条第1項各号に定める基準を審査基準とするほか、条例附則第7条第1項の生活困窮者に係る保険料の減免は、次の各号のいずれにも該当し、かつ、介護保険料の納付が困難と認められる場合とする。
- (1) 保険料段階が第2段階及び第3段階である者
 - (2) 住民税非課税世帯に属する者であること。
 - (3) 世帯主及び世帯員の前年の収入金額の合計額が120万円（3人以上の世帯にあっては、40万円にその世帯に属する者の人数から2人を減じた人数を乗じて得た額に120万円を加算した額）以下であること。
 - (4) 次の資産以外の資産を有していないこと。
 - ア 居住のために所有している土地又は家屋の固定資産税評価額の合計額が5,000万円以下であること（イの資産を併せて所有している場合を含む。）
 - イ 居住以外のために所有している土地又は家屋の固定資産税評価額の合額が2,000万円以下であること
 - ウ 所有する預貯金、有価証券等の額面の合算した額が200万円以下の資産
 - エ 生活するために必要な什器及び収入を得るために必要な資産
- 2 標準処理期間は、30日とする。

備考 条例又は規則に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。